

岩見沢商工会議所だより

発行所/岩見沢商工会議所
1西1 Tel22-3445 Fax22-3441

'20.11 No.465

Contents

- クーポン券の利用は今月末までです!
- プレミアム商品券利用開始!!
- 経営講座「コロナ関連助成金の課税関係」

道商連 産業戦略委員会 主催

岩見沢市のスマート農業を

岡本准教授(北沢)らをお招きし、60人が参加

十月二十六日、市内北村圃

場で岩見沢市、北海道大学、N

TTグループが進める情報通

信技術(ICT)を活用した「ス

マート農業」の実証実験を視察

しました。岩見沢市内の金融

機関や建設業、夕張・砂川・

美唄の各商工会議所から役員

ら約六十人が参加しました。

岩見沢市は、北海道大学や

NTTグループ三者との連携

協定を踏まえ、昨年十月に5

Gを北村圃場で導入し、本年

度から二年間かけて安全性な

どの課題を検証し、社会実装

を目指しています。

北村圃場(遊水地実証ヤード)

で無人トラクター視察

北村圃場(遊水地実証ヤ

ード)で、遠隔監視制御室(新

産業支援センター内(有明南

一)から高速大容量の通信が

可能な第五世代(5G)移動通

信システムから操作される無

人トラクターの様子を視察し、

無人トラクターの正確な動き

を初めて視察体験することが

できました。

初公開の遠隔監視制御室を視察

次に、新産業支援センター

に移動し、この日が初公開の

遠隔監視制御室で、約一〇キ

ロ離れた無人トラクターから

第五世代(5G)移動通信シス

テムを使って伝送された映像

を通して安全を制御する様子

や、複数の無人トラクターを

同時に操作し、協調作業を遠

隔地から行う様子などを視察

しました。

トラクターの前後に搭載し

たカメラからの映像が制御室

の四台のモニターにリアルタ

イムに映し出され、常に安全確

認されています。担当者から

は「人間が操作するよりも、四

台のカメラを見て作業するこ

とにより、死角が減るので安全

に作業できる」と説明を受けま

した。参加者からは、雨の日

や風の強い日でもカメラは鮮

明に映るのかとの質問があり、

現段階では条件が変わると鮮

明に映らない場合があるが、実

証実験を重ねてその点も解決

していくと回答がありました。



自治体ネットワークセンター

で意見交換

松浦委員長(会頭)からも今後

への期待

次に、自治体ネットワーク

センターに移動し、講師との

意見交換会が行われ、ロボッ

トトラクターを活用した冬場

の除雪作業や、商工業と農業

の連携について意見交換会が

行われました。

また、現在の法律では公道

の走行はできないなど、無人

トラクターの運用に関する法

規制について、「スマート農

業の本来の目的である省力化

の効果が薄れてしまう」との

意見がありました。

産業戦略委員長の松浦会

頭は、「地元でありながらス

マート農業の視察は初めて。

岩見沢市がスマート農業の

分野をリードしているのは大

変誇らしい。岩見沢市が整備

してきた情報通信基盤を生か

し、スマート農業だけでなく、

さまざまな産業で利用できる

技術であり、商工業者同士の

新たな取り組みの必要性につ

いて認識を深めることができ

た」と話しました。

新型コロナウイルス感染症

「警戒ステージⅡ」への移行

のお知らせと感染防止対策

徹底のお願いについて

道では、本道の新規感染者

数の増加とともに、世代間や

地域での感染の広がりが見ら

れる中、入院患者数も増えて

いることなどを総合的に判断

し、十月二十八日、警戒ステ

ージⅡへ引き上げました。

当所では会員の皆様に次亜

塩素酸水「ピュアスター」を無

償で配布しております。ピュ

アスターはアルコールでは効

果の薄いノロウイルスにも効

果があると言われております

ので、事務所や店舗の除菌に

お役立てください。

令和二年度 第四回 常議員会 開催

十月十三日、常議員会を開催し十六名が出席しました。

開会にあたり、松浦会頭より次のような挨拶がありました。

「商工会議所もコロナ禍の中

で様々な事業を行っていますが、プレミアム建設券事業

については一〇〇%完売をさせていただき、工事総額は

約十二億円となったところで、コロナ対策としては、テ

イクアウトチラシの作成、各種相談会も開催させていただきました

いておりますが、皆様に大変お世話になりました、ザワ

Dリンク事業については約一、七〇〇万円のご支援をい

ただき、九月十一日から十九日までリンクナイトスタンプ

ラリーを開催することができました。スタンプラリーには

二、一〇〇名の方に参加していただき、二、六〇〇万円程度

の経済波及効果があったと推測したところです。感染症対

策の給付金につきましても事務局総出で会員皆様に電話を

かけ、七六三会員から回答を

いただき、そのうち持続化給付金含めて五、〇〇〇万円強の手續きが整ったということ

です。いまコロナ禍のなかで商工会議所がやるべきことを

きちんとしながら会員とともに頑張ってもらいたいと思

います。」

常議員会の協議事項は次の通りです。全ての案件について承認されました。

■付議事項
議案第一号 新規会員加入について

■報告事項
報告第一号 各委員会からの報告について

【総務委員会】
十月一日付で委員会を

書面開催。今後の課題としてホームページリニューアルや新商

工会議所会館検討を予定。

【工業委員会】
十月二十六日にスマート

農業の視察会を北村の圃場で開催。

【都市問題委員会】
新幹線の札幌以北の延伸問

題やJR貨物ターミナルについて今後協議。室蘭線の利活用についてはコロナの収束が見えしだい視察等を検討。

報告第二号 当所の新型コロナ対策事業について

報告第三号 プレミアム建設券事業について

報告第四号 地元応援クーポン券事業について

報告第五号 プレミアム商品券事業について

報告第六号 ザワDリンク事業について

報告第七号 新型コロナウィルス感染症対策給付金等

(国・道・市) 手続状況調査について



商工会議所会員限定!! 割引価格で

電子証明書を 入手できます

全国の商工会議所では、会員の電子証明書取得を支援しています。

電子証明書は、パスポートや印鑑証明書のようなもので、「インターネット上の身分証明書」に当たり、認証局と呼ばれる第三者機関が持ち主の

身元情報を認証し、発行してあります。ネット上の「なりすまし」「改ざん」「事後否認」「盗聴」等を防止できるため、今日

では「公共発注機関等への入札・調達手続き」「行政機関への各種届出手続き」「B to B

電子商取引」などで幅広く活用されています。

商工会議所の会員向け支援制度は、日本商工会議所が株式会社帝国データバンク(TDB)とセコムトラストシ

テムズ株式会社(セコム)と提携し、商工会議所会員は両社の電子証明書を会員限定料

金(割引価格)で購入できるという制度です。本制度を利用することで、TDBの場合には通常料金から二、〇〇〇円、セコムの場合は二、〇〇〇円(二年版)、三、〇〇〇円(三年版)が割引されます(料金は全て税抜)。

商工会議所会員料金の適用を受けるには所属商工会議所から「会員確認用クーポン券」の発行を受けたうえで、TD

Bまたはセコムに電子証明書の取得手続きをする必要があります。

本制度の詳細は日本商工会議所ホームページにてご確認ください。

<http://www.jccci.or.jp/it/torisugi.html>



地元応援クーポン券の利用期限が迫ってます！

岩見沢市より各世帯へ配布された「地元応援クーポン券」の利用期間が今月末で終了します。期間を過ぎると使用できなくなりますのでご注意ください。

《利用期限：令和2年11月30日(月)まで》

加盟店の皆様へ

有効期限(令和2年11月30日)以降はクーポン券を受け取らないでください。また、換金受付は12月18日(金)までとなっております。使用された店舗がわかるように裏面に記名(押印)のうえ、換金申込書と一緒に換金交換所へご持参ください。

クーポン券が使えるお店 (11/6現在)

地元券	440店舗
全部券	109店舗

換金受付期間

令和2年12月18日(金)までの平日9:00~17:00

換金申込書や最新の加盟店一覧はホームページにて！
<http://www.iwamizawacci.or.jp/jimotocoupon/index.htm>



地元応援クーポン券 検索

プレミアム 商品券

岩見沢市民以外向け商品券販売！

岩見沢市民以外の方々を対象としたプレミアム商品券の販売が11月1日より開始されました。岩見沢市外にお住いの従業員様・スタッフ様がいらっしゃいましたら、是非購入をご検討ください。

お住まいの
岩見沢市以外に

1セット	1,000円×6枚、500円×1枚 (地元券3,500円分、全部券3,000円分)
販売額	5,000円(プレミアム率30%)
販売日時	令和2年11月1日(日)より先着順
購入限度	1人2セット
発行数	1,000セット

商品券が使えるお店 (11/6現在)

地元券	584店舗
全部券	140店舗

※先着順での販売となるため売り切れの場合はご容赦ください。



岩見沢市観光協会

有明南1 有明交流プラザ内 TEL:0126-22-3470

■営業時間/9:00~17:30

■休業日/年末年始

※会場ではマスクの着用をお願いします。体調に異常のある場合は来場をお控えください。

※購入時、居住地のわかる身分証明書などの提示が必要となります。

ログホテル メープルロジ

毛陽町183-2 TEL:0126-46-2222

■営業時間/11:00~18:00

■休業日/年中無休(但し12月1~3日は休業)

換金申込書や最新の加盟店一覧はホームページにて！
<http://www.iwamizawacci.or.jp/syuhinken2020/index.htm>

岩見沢プレミアム商品券 検索



問合先

地元応援クーポン券事業実行委員会
岩見沢プレミアム商品券事業実行委員会
1条西1丁目(岩見沢商工会議所内)
TEL:0126-22-3445 FAX:0126-22-3441

『商工会議所福祉制度キャンペーン』実施のお知らせ

ベストウイズクラブでは、「福祉制度キャンペーン」を9/15~11/30に実施いたします。本キャンペーンは、『商工会議所福祉制度』を会員の皆様にご理解いただき、会員事業所の福祉向上にお役立ていただくことを主な目的としています。

『商工会議所福祉制度』は、経営者・役員の皆様の保障や退職金準備他、入院・介護・老後に備えた様々な保障ニーズにお応えするものです。

商工会議所職員とアクサ生命保険株式会社の担当社員がお伺いした際には、是非ご協力いただきますようお願い申し上げます。

※「ベストウイズクラブ」は、商工会議所共済制度・福祉制度の普及・推進を目的とし全国各地の商工会議所およびアクサ生命保険株式会社により運営されている組織です。

岩見沢商工会議所 運営課 TEL 22-3445

アクサ生命保険(株)岩見沢営業所 TEL 25-4788



「Go To Eat 北海道 お食事券」の取扱店舗になりませんか?

登録手数料 無料
換金手数料

【対象となる店舗】

下記のA・Bを満たす店舗が対象となります。(詳細はホームページにてご確認ください)

A. 店舗に関すること

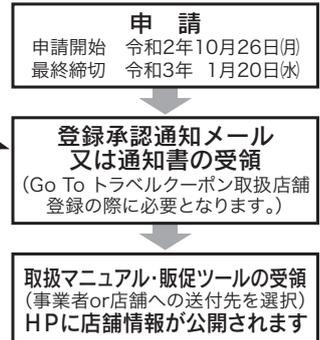
- 食品衛生法の「飲食店営業」又は「喫茶店営業」の許可を得ていること
- 店内飲食をメインとする飲食店であること
※テイクアウト専門店・デリバリー専門店は不可
※「店内飲食をメインとする飲食店」がテイクアウト・デリバリーのサービスを行っている場合は可
- 日本産業分類「76飲食店」に該当し、且つ「その場で飲食させる事業所」であること
- 本業が飲食店ではない事業者(建設業、ホテル等)が営む店舗であっても上記(1)(2)に該当していれば可



B. 感染症対策に関すること

- 「新北海道スタイル」を実践し、店頭に掲示していること
- 「北海道コロナ通知システム」を導入し、QRコードを店内に掲示、登録呼びかけを行うこと

申請の流れ



食事券の取扱開始!
(マニュアルを熟読ください。届いていない場合はHPよりダウンロードしてください。)

(早めに申請いただいた方でも申請が集中した場合は登録が11月10日のお食事券利用開始日に間に合わない可能性があります。ご了承ください。)

×対象外となる飲食店の例

- 店内飲食をメインとしないもの
・宅配ピザなどのデリバリー専門店 ・持ち帰り専門店 ・移動販売(キッチンカー)
・カラオケなど他のサービスの提供をメインとする店舗
- 「76飲食店」であっても客への接待・遊興などを伴う飲食店は不可
・キャバクラ、スナック、料亭(接待を伴うもの)

- ※1 風営法の「接待飲食等営業」「特定遊興飲食店営業」に該当する飲食店
※2 飲食に伴う通常の役務(食事を出す・飲物を出す等)を超え、「特定少数の客に対する会話・サービス行為等」を行うもの
※3 但し、風営法の許可を有していても本事業に参加する間、利用客に対し接待飲食等営業を行わず、その旨を店頭に掲示している場合は可

【「Go To Eat 北海道」事業概要】

1. 販売価格	8,000円/1冊(税込)
2. 発行単位	1冊10,000円 (1,000円券×10枚綴り)
3. 販売期間	1次販売: 11月10日(火)~ 2次販売: 11月16日(月)~ 令和3年1月29日(金)まで ※先着順での販売となります。 売り切れの場合はご容赦ください。
4. 販売所	市内の空知信金、北洋、道銀の窓口にて販売(10/31現在)
5. 利用期間	令和2年11月10日(火)~ 令和3年3月31日(水)まで

■商品券名称	Go To Eat 北海道お食事券
■申請期限	令和3年1月20日(水)まで
■申請方法	原則WEB申請(郵送も可) https://gotoeat-hokkaido.jp/top.html

■申請書の送付先
〒063-8691 札幌西郵便局私書箱28号
※GoToEat取扱店登録申請書在中を明記

問合先:「Go To Eat 北海道」お食事券取扱店用お問い合わせセンター TEL:011-351-8645 受付時間/平日9:00~18:00

ご注意ください!

GoToトラベル地域共通クーポン券は取扱登録店舗でのみ使用可能です。

- 取扱・換金には、取扱店登録が必要です。
- 地域共通クーポン券は有効期間(旅行期間)に限り使用可能です。
- 飲食店の「Go To トラベル」登録には「Go To Eat」の登録が必要となります。

岩見沢出身の柔道選手



たま おき
玉置 もも
桃

- 平成6年9月16日生(26歳)
- 出身校 光陵中学校
- 主な戦績(57kg級)
 - ・2014年 世界ジュニア柔道選手権大会 金メダル
 - ・2018年 全日本選抜柔道体重別選手権大会 金メダル
 - ・2018年 アジア競技大会 金メダル
 - ・2019年 世界柔道男女混合団体戦 金メダル



東京オリンピックの代表候補

「日商LBO調査」
〔早期景気観測〕

【九月調査結果のポイント】

九月の全産業合計の業況DIは▲五十六・五（前月比プラス二・五ポイント）。新型コロナナウイルスの影響により、巣ごもり消費が拡大する中、

ネット通販やデリバリーを活用する消費者の増加も追い風となり、飲食料品の売れ行きが堅調だった。また、自動車関連で、経済活動をいち早く再開した中国向けの生産が持ち直しつつあるほか、建設業では台風などの災害復旧を含む公共工事の下支えが続く。

一方、消費者のマインド低下や観光需要の低迷から、飲食・宿泊をはじめ関連産業の経営は依然厳しく、コロナ対策のコスト増を指摘する声も聞かれる。中小企業の景況感には持ち直しに向けた動きがみられるものの、力強さに欠く状況が続いている。

先行き見通しDIは、▲四十四・〇（今月比プラス十二・五ポイント）。コロナ禍の影響長期化により、売上回

復の見通しが立たない中、助成金等の政策効果が剥落したあとの急激な業績悪化を懸念する経営者も多く、先行きの不透明感から、慎重な見方が続く。

一方、政府による旅行喚起策の東京追加や、順次開始される飲食業支援策による需要喚起への強い期待感がうかがえるほか、欧米向けを含む自動車関連、5G向けなど半導体関連の持ち直しを期待する声も聞かれた。

産業別にみると、今月の業況DIは前月に比べ、建設業、製造業、卸売業、サービス業で改善、小売業で横ばいとなった。各業種から寄せられた特徴的なコメントは以下のとおり。

【建設業】「新型コロナウイルスの影響により、取引先から二×四住宅用の木材価格の値上げ要請があった。建築費のコストアップが見込まれるほか、割高となることで消費者が新築を控える懸念があるため、他の工法を検討している。」（建築工事業）、「民間の大型設備投資案件は減少して

いるものの、焼却処理施設や市民会館の新築など、公共工事が牽引している。また、一部では持ち家・借家にも動きが出始めている。」（一般工事業）

【製造業】「自動車向けは、新型コロナウイルスの感染が拡大する前の三月頃の水準まで回復。十一月までは土曜も稼働して対応する。」（工業用プラスチック製品製造業）、「イベントやセールの中止により、小売業から販促用のPOP商品やのぼり等の引き合いが激減。売上回復を図るため、新型コロナウイルスの感染防止対策製品の開発を進めている。」（紙製品製造業）

【卸売業】「飲食店・ホテル向けは厳しいものの、消費者の内食需要の拡大に牽引され、スーパーや量販店からの引き合いは好調。」（農産物卸売業）、「顧客であるメーカーの業績が悪化しており、コスト増加分の価格転嫁がしづらい。また、先行きの不透明感が増す中、現在の状況が長期化する

れば、当社でも採用や設備投資に慎重にならざるを得ない。」（一般機械器具卸売業）

【小売業】「内食需要の拡大から、総菜や生鮮食品、冷凍食品など、飲食料品の売れ行きが好調を維持しており、普段であればピークを迎えるはずだった秋物衣料の不振をカバーしている。」（総合スーパー）、「台風九号、十号の影響により、消費者が外出を控えたことに加え、台風通過後は店舗や周辺の清掃作業などに追われ、営業することができず、売上が大きく落ち込んだ。」（衣料品小売業）

【サービス業】「観光客は依然として少ないが、GOTOトラベルを活用した宿泊予約が入ってきている。東京が対象となる十月以降、一段の売上増を期待したい。」（宿泊業）、「売上が前年の半分にも届かない中、給付金・助成金だけでは足りず、借入でしのいでいる状況。支援策がなくなれば、経営はより一層厳しくなると懸念している。」（飲食業）

業況DI（前年同月比）の推移

	20年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	先行き見通し 10月~12月
全産業	▲ 60.4	▲ 65.8	▲ 62.8	▲ 59.3	▲ 59.0	▲ 56.5	▲ 44.0
建設	▲ 29.3	▲ 37.7	▲ 35.0	▲ 34.8	▲ 34.9	▲ 30.7	▲ 28.1
製造	▲ 63.2	▲ 69.9	▲ 72.6	▲ 70.6	▲ 69.6	▲ 68.3	▲ 43.7
卸売	▲ 66.7	▲ 62.9	▲ 61.6	▲ 59.5	▲ 56.7	▲ 51.2	▲ 39.0
小売	▲ 64.0	▲ 70.0	▲ 60.4	▲ 53.4	▲ 53.2	▲ 52.5	▲ 49.8
サービス	▲ 71.2	▲ 77.6	▲ 73.4	▲ 68.4	▲ 70.2	▲ 67.8	▲ 52.5

※「先行き見通し」は当月に比した向こう3カ月の先行き見通しDI

~11月、12月の会議所行事予定~

商工会議所で予定されている講習会、相談会、検定日程等の行事をお知らせします！（11月10日現在）
なおホームページでは、新情報を随時更新しています。
<http://www.iwamizawacci.or.jp/>

11月15日(日) 第156回日商簿記検定試験
27日(金) 第62回永年勤続優良従業員表彰式

12月7日(月) 第221回日商そろばん検定試験申込受付開始
(1月13日(水)まで)

新型コロナウイルス感染症等の影響に関連して国等から支給される主な助成金等の課税関係

1. 助成金等の課税関係

新型コロナウイルス感染症対応で、一般個人や事業者、企業、団体に対して様々な助成金等が支給されています。今回はそれら助成金の課税の有無、課税の場合の益金計上時期、会計処理について説明します。

まずは、それらの助成金等に税金が課税されない非課税のものであるか、税金が課税されるものであるかを主なものを例示として下記にまとめてみました。

例えば、国民一人当たり10万円を世帯主に支給された特別定額給付金は非課税であり、税金はかかりませんし、申告の必要はありません。逆に、前年と比べて50%以上売上を減少した事業者などに支給される持続化給付金は課税となりますので、事業所得等として申告する必要があります。

下記は主なものですので、それ以外のものや詳細については国税庁HPのFAQをご覧ください。

非課税となるもの(例示)	課税となるもの(例示)
新型コロナウイルス感染症対応休業支援金 新型コロナウイルス感染症対応休業給付金 特別定額給付金 子育て世帯への臨時特別給付金 学生支援緊急給付金 低所得者のひとり親世帯への臨時特別給付金 新型コロナウイルス感染症対応従事者への慰労金	持続化給付金 家賃支援給付金 農林漁業者への経営継続補助金 文化芸術・スポーツ活動の継続支援 雇用調整助成金 小学校休業等対応助成金 小学校休業等対応支援金 小規模事業者等経営サポート給付金(岩見沢市他)

2. 収益計上時期

給付金、助成金などの収益計上については、一般的に一定の手続きを経て支給されますので、具体的な検討に当たっては、その助成金等の申請規程、交付要綱等の内容をよく確認して判断することが必要となります。

(1) 原則的取扱い

助成金等の収益計上時期は、原則「補助金確定通知」の日ですので、その確定通知の日が収益計上時期となります。手続きの流れとしては、「確定通知」、「入金」という順番になることが一般的ですが、持続化給付金などは給付通知書の到着が入金より遅くなる場合があります。そのような場合は入金日が収益計上時期になります。

(2) 例外的な取扱い

経費補填の助成金等の場合は経費の先行計上があれば、収益費用対応で未収計上が必要になります。

例えば、上記の雇用調整助成金については、申請後期末までに決定通知がない場合は助成金額を見積って未収計上が必要になります。(法人税基本通達2-1-42)。雇用を維持するためすでに支払った給与等の経費を補填するものであるため見積計上が求められます。

雇用調整助成金などは従来からあるものですので取扱いが通達等で明確に規定されています。しかし、コロナ対策で新しく創設された家賃支援給付金はどうでしょう。家賃支援給付金は、売上減少に直面する企業の事業継続を支えることを目的とするという観点からは持続化給付金と同じ目的なので、取扱いも同じと言えますが、支給根拠が支払家賃ということであれば、雇用調整助成金と同じく収益費用対応で未収計上が必要であるとも考えられます。今後明確な取扱いが公表されることが望まれます。

3. 会計処理

上記の収益計上時期の考え方に合わせて、代表的な助成金等についての会計処理は次のようになります。

(1) 原則的取扱いとして、持続化給付金を例に説明します。

① 給付金の受給となる事実(「給付通知書」の到着)が発生

法人の場合	未収入金/雑収入	2,000,000円
個人の場合	未収入金/雑収入(事業所得)	1,000,000円

※1 どちらも消費税は課税対象外取引となります。

※2 個人の場合、その受給根拠により、給与所得又は雑所得になる場合もあります。

② 給付金が入金

法人の場合	普通預金/未収入金	2,000,000円
個人の場合	普通預金/未収入金	1,000,000円



(2) 例外的な取扱いとして雇用調整助成金を例に説明します。

① 助成金の受給となる事実の発生(社員への休業手当の支給の事実)が発生
未収入金/雑収入 ○○○○円 (消費税は課税対象外)

② 助成金が入金
普通預金/未収入金 ○○○○円

※申請後期末までに決定通知がない場合は見積金額で計上します。

【注】この記事は令和2年9月末の情報に基づいています。実際の判断、会計処理については税理士等の専門家にご相談ください。
税理士法人TACS
税理士 木村 聡